

經濟論叢

第100卷 第6号

- 日本製造工業の労働生産性の水準……………行 澤 健 三 1
基準標準原価計算思考について……………野 村 秀 和 20
国家論から見た社会政策論争……………石 田 傳 42

書 評

- クルト・マンデルバウム
『ドイツ社会民主党内の帝国主義論争
(1895—1914)』(1926)……………保 住 敏 彦 60

經濟論叢 第99卷・第100卷 総目録

昭和42年12月

京 都 大 學 經 濟 學 會

国家論から見た社会政策論争

石 田 傳

I 課題並びに国家論

社会政策とは何か、そのメカニズムは如何なるものか、この問題は今だに混線状態を呈している。むしろ最近はその度合をあげてきている。社会政策の本質論は完結したという主張のある反面、ある人は「本質論争」は不十分であったとして、又他の人は不毛であったとしてそれぞれ独自の見解を出している。本稿は国家論という新しい観点に立ってこの混線状態を批判し、社会政策研究の正しい方向を求める試みである。

叙述はいわゆる「本質論争」¹⁾並びにその後の論争が国家論から見れば如何なるものであったかということを中心として展開される。その過程において、社会政策研究の混線状態のより細かな点も附随的に示されるであろう。

社会政策論争についてはすでに数多くの人達によって様々な形の整理がなされて来た²⁾。しかしいずれの場合にも論争の真の意義は理解されなかったように思われる。私の新しい観点はそれら過去の労作を批判検討して出て来たものである。しかし今それをくり返すことはかえって煩雑さをまねくので、ここでは過去の整理の仕方を紹介することは省略し、直ちに国家論というナイフで社会政策論争を切ることにしたい。とはいえ、理解をやさしくするためにあらかじめ私のいう国家論について簡単に説明しておくことにする。

私のいう国家論とは、経済学における国家の取り扱い方のことであって、国

-
- 1) 本稿では論争における問題点の斉一性に注目して、服部英太郎氏の大河内批判から岸本理論の確立までを「本質論争」と呼ぶことにした。
 - 2) 代表的文献としては、岸本英太郎「社会政策論の根本問題 増補版」昭和28年；矢島悦太郎、社会政策本質論、「産業合理化と労働問題」昭和31年、所収；平田富太郎「社会政策論概説」昭和32年；向井喜典、社会政策論争、岸本英太郎「社会政策」昭和40年、所収。

家の意志や機能の全般を包摂した哲学的国家論とは一応無縁である。経済学において問題にすべき国家（政治）とは経済過程へ作用を及ぼして行く限りでの国家であってよいはずである。経済への国家の干渉の法則性＝国家の経済的機能の法則のつかまえ方、これが私のいう国家論である。いうまでもなくこのような国家論は政治経済学の名の下に追求されて来た。スミスからマルクスへと至る政治経済学研究の進展は同時に国家論の進展でもあった。彼らは資本主義社会における政治と経済との関係を追求し、経済がより根底的であること、政治は経済の法則によって規制されることを明らかにした。

スミスは経済力の調和的な発展に信頼を寄せ、資本と労働がその所有者の意のままに各々の用途を見出すことが一国の富の生産を最大にすると考えた。したがって国家の政策は、この資本と労働の流動をさまたげるものであってはならないと考えた。ただし国防、司法、公共事業については個々の資本の手に負えないので国家の介入が必要であるとした。スミスによれば一国の富裕の増大とともにこれを外敵の侵害から守る必要が高まる上に、文明の進歩は軍事技術を高度化し高価なものにするので国防費はかさむ傾向がある。又富の増大は財産の不平等をもたらし、窮迫にかられた貧者は富者の裕福な暮らしを嫉妬して富者の財産を侵害するようになるので、大財産を保持するには政治を確立する必要がある。最後に富裕の進歩は財貨の運送量を増大させ、道路、橋梁、運河、港湾施設の充実を必要にする。このようにスミスは富裕の進歩という経済過程から必然的に生じて来る文明国と野蛮国の対立、国内における富者と貧者の対立、富の増大と生産基盤の対立の中に国家の必要を見た。こうして国家は経済過程の中に根拠をもつことが明らかにされた。しかしそれと同時にスミスはこれらの対立は結局富裕の進歩によってうすれて行くものと考えていたから、国家は富の増大の過渡期における経済過程の補助手段であると見なした。すでに富の生産の場から追放された国家は、わずかに国防、司法、公共事業の分野に活動の場を与えられて、富の生産を補助するものとなった。スミスは、17世紀の経済学者のように富の生産が近代国家の目的だと考えて近代国家を富の生産

の手段そのものと見るようなことはしなかった³⁾。しかしまだ富の生産のための補助的手段と考えている点で、先行者達の母斑を身につけていたといえよう。スミスにおいては政治は基本的に経済と対立するものではなく、富の増大は政治の必要を生じると同時にその経費をも支弁するはずであった。政治と経済の間に矛盾が生じるとすれば、それは国家の経費が富の増大(資本蓄積)をさまざまなほどに拡大する場合であって、そのような事態は単に行政上の欠陥にもとづくものであった。スミスは社会の動きを経済法則でとらえることによって、政治と経済の因果連関を明らかにした反面、政治と経済の関係を経済決定論的な固定した関係にしてしまったといえよう。

マルクスも国家を経済との関連でとらえる点ではスミス以来の伝統をうけついで。しかしマルクスが見た経済過程はスミスのそれと違って、決してそれ自体調和的に発展して行く過程ではなかった。マルクスは私的所有にもとづく生産様式のもとでは、資本と労働の間に基本的に和解し難い対立があって、階級闘争が必然化することを見た。生産力の発達はこの不断の階級闘争をはらみつつ、浮き沈みしながら進行することを指摘した。経済過程そのものが階級対立をはらんでいるので、資本主義社会は不安、動揺、緊張の絶え間のない社会的カオスである。ところでマルクスによれば、国家はその社会の生活を支えている生産様式を経済的に支配する階級の委員会である。私的所に基礎を置いた社会では、生産手段の所有者である資本家階級が支配階級になる。資本主義社会における国家は資本家階級の側に立って階級闘争にもとづく社会的カオスに対処する機関である。スミスが政治は経済の手段と考えたのに対し、マルクスは政治は社会を総括する機関であると見た。すなわち資本主義社会は階級闘争を中心とする社会的カオスであって、国家はこのカオスが社会の土台である経済過程の存在様式(生産様式)を破壊しないようにカオスを処理しなければならない。一つには純政治的手段でこれを行なうが、カオスを生み出す源泉であ

3) マルクスは、経済学批判序説、「経済学批判」所収の中で、17世紀の経済学者は国家を富の生産の手段と見たと述べている。岩波文庫版、昭和31年、324ページ。

る経済過程そのものにもはたらきかけねばならない。しかし国家は階級闘争を生み出す元になっている生産様式に内在する矛盾を消滅せしめることは出来ない。それは資本制生産様式を廃棄する以外には不可能なことである。又一方、資本主義的経済過程は私的生産の本質から国家の介入を極力排除しようとする性格をもっている⁴⁾。このように国家の経済への干渉にはかさねがさね限度がある。経済は国家（政治）を必要とし、かつ必要としない。逆に見れば国家（政治）は経済に規定されながら経済へ反作用する。その時にも国家（政治）は経済にとって異質なものであって、反作用には限度がある。国家は経済の矛盾を解消しつつ保存して行くというそれ自体矛盾した機能を果す。つまり土台である経済の矛盾は必然的に上部構造である政治の矛盾を生み出す。こうして政治と経済は相互的な依存と相互的な否定の関係に立つ。一言でいえば政治と経済は矛盾の関係にある。これがマルクスの国家論である。私はマルクスの見解が正しいと考える。そこで、以上明らかにしたスミスとマルクスの国家論を尺度にして、社会政策という一種の国家の経済的機能が社会政策論争において如何に把握されたかを検討しよう。（なお、スミスとマルクスの国家論については、島恭彦「財政学概論」昭和38年、第1章；池上惇、ブルジョア社会の国家形態への総括とはなにか、「経済論叢」第97巻第4号、昭和41年4月、を参照した。）

Ⅱ いわゆる「本質論争」の成果

1 大河内理論における国家

大河内一男氏は先験的な国家理念から社会政策を解釈するドイツ社会政策論は政策と経済との関係を分析していないとして、自らの分析を資本主義社会の矛盾の解剖から始めることにした⁵⁾。大河内氏は資本制生産のもとでは労働者は労働力に還元されることを見た。労働者は労働力という一つの生産要素にす

4) 「社会的生産力の発展が工場内の組織性と、社会的無政府性の矛盾として展開すればするほど、国家権力は生産の管理からますます疎外され、ついには恐慌によってのみ、社会的生産は規制される。」池上惇「国家独占資本主義論」昭和40年、38ページ。

5) 大河内一男「社会政策の経済理論」昭和27年、362ページ。

ぎなくなる。剰余労働に対する吸血鬼の渴望によって行動する個々の資本は一度買い入れた労働力はなるべく長時間使用し、又取引に際してはなるべく低い賃金で雇用しようとする。一切の生産手段の所有から自由なプロレタリアは個別資本の搾取欲の犠牲に供され、過度労働、低賃金、婦女子の非人道的な雇用が一般化する。その結果、労働力資源は磨滅し、喰潰されて行く。これは個別資本の立場に立つ限り合理的な過程であるが、そのために労働力が荒廃してその世代的再生産さえもさまたげられるようになると、資本の再生産自体が危くなる。したがって総資本の立場に立つとこれは捨ておけぬ事態である。大河内氏によれば「総体としての資本にとっては、その必要とする労働力は年々歳々、潑刺たる状態で労働市場に登場することを要するのである。」⁶⁾以上が大河内氏の見た資本主義経済に内在する矛盾であった。この矛盾の解決策が社会政策であり、その主体が総資本の意志の執行人としての国家であった。大河内氏は、「社会政策の主体は以上のような意味で、個別資本に対立するところの総体としての資本、または社会的総資本である。」⁷⁾と述べている。

大河内氏は社会政策を国家の一機能としてとらえるにあたり、その根拠を経済過程に求めた。したがってスミスやマルクスと同じ姿勢で出発している。そもそも労働者が労働力に還元されるという発想自体マルクスに負うものである⁸⁾。しかし国家と経済の連関の論理はマルクスよりもむしろスミスに近い。すなわち大河内氏が把握した経済過程の矛盾とは、労働力をめぐる個別資本と総資本の対立であり、階級対立から政治的カオスへと導く資本と労働の対立ではなかった。それは労働力という一種の資源を如何に使うかという狭義の経済問題＝生産力の問題であった。生産力の担い手である個別資本の盲目的な行過ぎを、全体的、長期的視点からチェックするのが総資本である国家の役割であった。つまり大河内氏の国家機能は生産力のための補助的手段であって、経済

6) 大河内一男「社会政策（総論）」昭和38年、27ページ。

7) 同上、28ページ。

8) 氏がいかにマルクスに学んだかは、大河内一男、マルクス主義と社会政策、前出「社会政策の経済理論」に詳しい。

過程そのものに埋没した一機能にすぎない。経済過程は国家なしには盲目であり、国家を得て始めて正常に運行するものと考えられた。戸塚秀夫氏が「経済学原理論と国家論の癒着とでも云うべき方法」⁹⁾と評する理由は十分あった。大河内氏は折角、社会政策（政治）は資本制生産の土台を分析して、その発現のメカニズムを法則的に明らかにしなければならないという観点に立ちながら、土台の分析を誤り、政治を経済の補助手段と考えるスミスの国家論の段階にとどまった。法則性を求めるに急なあまり、政治と経済の矛盾に目がとどかず、国家生産力説的な政治と経済の調和論に落入了。大河内理論の功績は実にその出発点における問題意識だったと云っても過言ではないだろう。

2 服部氏の問題提起と森、風早、近藤諸氏の理論における国家

戦後の「本質論争」は服部英太郎氏の大河内理論批判に始まる。氏は「社会政策における生産力説批判」(『経済評論』昭和24年2月号—4月号)において、大河内理論は社会政策の経済機構的把握・生産的視点、すなわち社会政策の生産力説であると規定した。それに対置させて、自分の見解は社会政策の社会=経済機構的把握・階級的視点に立つものであると述べた。しかしその論理構造を明らかにすることなく、批判の重点は社会政策の生産力説が現実に果す体制追隨的役割を暴露することに向けられた。服部氏と同様の問題意識に立つ社会政策論の構成は森耕二郎、風早八十二、近藤文二、岸本英太郎氏等によって進められた。森氏と風早氏は戦前すでに自己の社会政策論を展開しており、その延長線上において、新しい自由な雰囲気の下で、自己の見解を展開して大河内理論に対決した。

森氏の批判の要点は次の三点であった。(1) 総資本の労働力に対する合理的な配慮というとき、価働関係、生産関係、したがって階級関係を抜きにして問題が出されている。(2) 階級闘争を内在的本質規定としない社会政策は歴史上存在しない。(3) 経済的なものは同時に社会的なものではないのか、というこ

9) 戸塚秀夫、社会政策本質論争の一回顧、「社会政策学の基本問題、大河内一男先生還暦記念論文集」第1集、昭和41年、11ページ。

とであった¹⁰⁾。森氏は資本制生産のもとでは剰余価値と労働力の価値をめぐって資本と労働とが不断の対抗関係にあることに注目した。大河内氏が総資本による労働力の保全と見た社会政策は、森氏によれば実は盲目的利潤衝動にかられる資本家階級が労働者階級の圧力、闘争によって洗々ながら労働力の価値まで譲歩、妥協することであった¹¹⁾。したがって「社会政策は剰余価値に対する広い意味での労賃政策論でなければならぬので、いわゆる社会政策は正に労賃の一部分乃至補填にほかならない。」¹²⁾のであった。森氏は経済過程の矛盾を価値法則をめぐる労資の対抗、階級闘争と見た。しかし氏の階級闘争は「資本制生産様式の枠内での闘争、すなわち労働力の価値貫徹への闘争」¹³⁾であった。したがって社会政策は資本の意志の執行機関である国家が分配過程において起こる諸弊害＝労働力の価値以下切下げを労働力価値法則の貫徹の枠内で除去する譲歩、妥協＝分配政策であった¹⁴⁾。

森氏は経済の矛盾を見たが、それが政治の矛盾にまで発展することには思い至らなかった。そのために国家は価値法則貫徹のための手段になってしまった。森氏の国家は価値法則の中に埋没している。大河内氏における労働力保全というような国家生産力説的見解は表面から消えたものの、国家なしには経済過程の正常な運行＝価値法則が実現しないと見る点で、森氏の国家論はやはり政治と経済の調和論であった。森氏の功績は服部氏同様階級闘争に着目したことにあった。しかしそれを単なる賃金闘争に矮小化したために、国家論としてはミスの段階にとどまらざるをえなかったわけである。

風早氏は、大河内理論は生産政策の名の下に社会政策の経済的側面を、森理論は分配政策の名の下にその政治的側面を分析したものであるという理解の上に立ち、両者を統合した理論構成を求めた。すなわち「資本の運動における生産過程と流通過程、根本的には生産力と生産関係との矛盾の総過程の視点」¹⁵⁾

10) 森耕二郎「社会政策要論」昭和26年、増訂版を出すにあたりて、3-8ページ。

11) 同上、5ページ。

12) 同上、3ページ。

13) 同上、7ページ。

14) 同上、10ページ。

に立つことであった。そこで風早氏は利潤率に着目した。マルクスにならって風早氏は利潤率低下の法則を資本制生産の普遍的法則とし、資本にとっては利潤率低下を阻止することが常に死活問題になっていると考えた。この利潤率低下阻止の諸手段の中で重要なのが労働者を犠牲にして行なわれる労働時間の延長、労働能率の増進、婦人児童労働の充用、労働力の価格の価値以下への引下げ等であった¹⁵⁾。しかしこれらの手段は「一定の限度を超えて無制約的に遂行されるに至ると、社会的総資本の利潤を低下せしめ、したがって、個別資本自体にとっても亦、その本来の意図するところに反して、その利潤率を低下せしめる要因となる。」¹⁷⁾そこでこのような手段の追求を利潤率維持にとって合目的な限度内に抑止しようとする「資本の内的要請」¹⁸⁾が発生する。他方利潤率低下阻止の諸手段の追求は労働者の側におけるこれに対する「積極的抗争(同盟罷業、失業者の抗議運動)」¹⁹⁾をよびおこす。先の「内的要請」だけでは資本は自己抑制出来ないが、労働者の「積極的抗争」に接してはじめて自己抑制に思い及ぶ。しかしなお個別資本は率先して自己抑制出来ないの、社会的総資本(総資本の執行機関である国家)²⁰⁾がこれを行なう。これが社会政策であった。

このように風早氏においても、政治は利潤率の合目的な維持という経済の正常な運行のための手段と解されている。風早氏も森氏同様、階級闘争が国家の介入には不可欠であると見たものの、それは資本の内的要請が顕在化するための補助的契機にすぎない。したがって風早氏の論理に従えば、階級闘争が強いほど資本の内的要請が強くなりやすぶられて資本制生産が安定するという奇妙なパラドックスをまねきかねない。

風早氏が政治と経済の両側面を結合しようとした意図はよかった。しかし利

15) 風早八十二「日本社会政策の理論」昭和24年、序にかえて、2-3ページ。

16) 同上、本文、10-11ページ。

17) 同上、11ページ。

18) 同上、11ページ。

19) 同上、12ページ。

20) 同上、12ページ。

潤率で政治と経済を総括できると見たのは誤りである。大河内氏や森氏の場合もそうであったように、経済の概念で政治と経済を総括しようとする、経済決定論的な政治と経済の調和論に落入ってしまう。たとえ社会政策の二つの契機（内的契機と外的契機）を主張しても、政治と経済の矛盾をつかんでいない議論は、氏の意図にもかかわらず、弁証法的理解ではなかった。

近藤文二氏は大河内氏に対する批判を始めるにあたり、「わたくしは風早氏と共に、『社会政策の政治論を高く評価する』²¹⁾と述べ、階級闘争の緩和（産業平和の確保）に社会政策成立の一つの根拠を見た。それと同時に「社会政策の経済的本質とも云うべき労働力の保全は、総資本が資本制経済の順調なる発展を果さんがための、個別資本の犠牲においてなすところの社会的労働力の保全である。」²²⁾と述べた。このように社会政策には二つの根拠（本質）があるとした。氏によれば、社会政策は労働力保全策であると同時に産業平和策である。しかもその論理的連関は示されていない。もっぱら歴史的事実の中にこれら二つの契機が存在することを示して論証にかえる。後になって近藤氏は労働力の保全という考えを捨てて、「社会政策はこれを経済的に見る場合には、労働力の価値法則を貫徹せしめようとする労働者階級に対し、資本家階級が行なう譲歩、妥協であって、労働力の価格はそれだけ労働力の価値に近づくわけである。……そこには資本家階級から見た労働力保全といった本質はみじんも含まれていない。」²³⁾と述べ、森理論に接近した。

このように近藤理論は基本的に風早理論ないしは森理論であって、政治と経済の矛盾は把握されていない。しかも風早氏と異なり、国家の機能を政治的機能（産業平和策）と経済的機能（労働力保全策）に分裂させたのは、風早氏の政治と経済を理論的に結合させようとした意図から見ればむしろ後退であり、後になって政治と経済の統一的把握を試みたときには森理論になった。したがって近藤理論に関するこれ以上の論評は省略したい。

21) 近藤文二「社会政策概説」昭和24年、10ページ。

22) 同上、192-193ページ。

23) 近藤文二「社会保障」昭和27年、57ページ。

3 岸本理論における国家

岸本英太郎著「社会政策論序説」(昭和24年)は大河内理論からの伝承的誤謬を含んでいるという理由で出版直後絶版に付された書物である。しかしこの書物は森、風早、近藤氏等の所説と初期岸本理論の親近関係を知る上に興味がある。岸本氏はこの中で、大河内氏の云う労働力保全とは実は価値法則のことであり、標準的搾取の体系のことでありと解釈し直した。そうすることによって価値関係、生産関係の視点を導入しようとした。岸本氏は云う、「労働力が価値通りに売買されるということは(労働力の商品性の貫徹)、資本制生産の自然法則=内在的合則性なのであるが、これを現実に保障しうるものは唯々階級闘争による下からの強力のみである。」²⁴⁾ このように下からの突きあげにうながされた近代国家の社会政策によって労働力の価値法則が貫徹されて行くという論理は森理論と同じである。岸本理論も大河内理論同様に、「経済学原理論と国家論の癒着とでも云うべき方法」に立っているという戸塚氏の言葉²⁵⁾は、「序説」の岸本氏には妥当することがわかる。

岸本氏は「序説」絶版後一年、想を新にして「社会政策論の根本問題」(昭和25年)を世に問い、同増補版(昭和28年)を経て、「窮乏化法則と社会政策」(昭和30年)でその新しい理論をほぼ定着させた。転回に際してまず、従来資本の吸血鬼的渴望とか、剰余価値法則とか、利潤率低下阻止などの言葉によってあらわされていた搾取の機構に目が向けられた。岸本氏はこの機構を生産力と生産関係の矛盾から説きおこして、資本制生産のもとでの生産力の発達=資本蓄積の法則は必然的に労働者階級の窮乏化をとまなうことを明らかにした。すなわち労働過程と価値増殖過程の矛盾から出発して、相対的剰余価値の生産、資本の有機的構成の高度化、産業予備軍の累進的生产、労働力の価格の価値以下への低下と展開する論理の連環がそれである。ところで窮乏化法則にさらされた労働者階級は、しめあげられる一方資本主義そのものの発展によって訓練

24) 岸本英太郎「社会政策論序説」昭和24年、128ページ。

25) 前出「社会政策学の基本問題」11ページ。

されながら体制への抵抗の姿勢を強めて行く。今や階級闘争は、労働者階級が労働力の価値法則を求める運動ではなくなった。ここに始めて経済的対立は政治的対立に転化するという認識が確立した。このような階級闘争は当然、資本家階級並びに「資本家階級の組織された権力としての国家」²⁶⁾の烈しい弾圧に遭遇する。しかし国家は弾圧のみでこれを克服することは不可能であって、搾取を抑制、緩和する譲歩策をもとらざるをえない。岸本氏は云う、「正に譲歩の目的は、これによる政治関係の安定を通して産業平和を確立し、剰余価値の生産を安定化させるにある。」²⁷⁾したがって社会政策は階級闘争の緩和策であって、価値法則の貫徹という経済のための手段でもなければ、又剰余価値生産の廃棄を求める社会主義政策でもないことが明らかになった。

このように岸本理論は、経済の矛盾(資本と労働の矛盾)が政治の矛盾(階級闘争の緩和と経済への介入の矛盾)に転化し、政治が経済に反作用して来る必然性とその限度とを明らかにした。政治と経済の矛盾にもとづく国家機能の把握が確立した。国家論はここにスミスの段階からマルクスの段階に到達した。岸本理論の功績は実にこの点にあった。戸塚氏の例の癒着説は転回後の岸本理論に対してあてはまらないことは明らかであろう²⁸⁾。

Ⅲ その後の社会政策論の特質

岸本理論の確立によって、社会政策論は始めて政治経済学の正しい水準に達した。もとよりそれは基本的な骨組について云えることであって、これで社会政策論が完全なものになったというわけではない。しかしこの基本的な骨組の正しさが中々理解されず、その後の議論は岸本理論をより充実させて行く方向には向かわなかった。その後の論争は従来の「本質論争」とどう違っているのか、その特質は何かということ、例によって国家論に注目しながら検討しよ

26) 岸本英太郎「窮乏化法則と社会政策」昭和30年、46ページ。

27) 同上、53ページ。

28) 細かく見て行くと、「社会政策論の根本問題 増補版」の中にもまた癒着説とうけとれそうな表現がある。しかし全体の論旨は本文に述べた通りである。

う。

1 西村氏のネガティブな調和論

西村裕通氏は、岸本氏の理論は國家と經濟法則の理解における重大な誤謬に根ざしている²⁹⁾として、自らの國家論を對置した。西村氏によれば、國家は「蓄積の代理執行機關として、搾取強化の方策を講じこそすれ、その抑制緩和など思いも及ばぬ……資本による賃労働搾取の機關」³⁰⁾である。氏は階級闘争を二段階に分ける。まず労働者階級が經濟闘争を行なっている段階では、個別資本の譲歩はあるが國家は関知しない。なぜなら、國家は蓄積と搾取の強行以外に使命をもたないからと云う。次に經濟闘争が政治権力闘争の段階へと進むと、國家は「支配体制維持のためにする搾取形態の変更政策」³¹⁾を発動する。これが社会政策である。社会政策とは資本蓄積強行の過程に生ずる階級闘争の調整策として、政治権力闘争に対する緩和剤・解毒剤として、階級闘争を經濟闘争の範囲に封じこめる革命流産策であった³²⁾。西村氏の見るところでは、搾取の抑制緩和は見せかけの現象であって、搾取の変形こそ本質であった³³⁾。

このように西村氏は階級闘争を經濟闘争と政治闘争に分けたために、政治と經濟の矛盾がつかめていない。國家は一方では政治闘争を抑制緩和する機關であり、他方では搾取強化の機關として把握されている。この全く相反する機能と同時に果すのが社会政策であると考えられている。しかしたとえ搾取の形態を変えるとはいえ、搾取の強化と政治闘争の緩和が両立すると考えるのは無理である。こういう無理な解釈が出て来るのは、最初にも述べたが、氏の考えの基本に、政治は搾取の進行という資本制經濟法則の補助手段にすぎないという命題が存在するからである。氏は云う、「國家権力をもってしても、資本制經濟法則固有の自己運動を変容＝抑制緩和することはできない」³⁴⁾と。

29) 西村裕通「新版、社会政策と労働問題」昭和38年、8ページ。

30) 同上、144-145ページ。

31) 同上、145ページ。

32) 同上、138ページ。

33) 同上、110ページ、160ページ。

34) 同上、157-158ページ。

大河内理論では、国家は生産力確保のための補助手段であったが、西村氏では擄取のための補助手段である。両者共不易の経済法則があって、政治はその補助手段である。西村氏が如何に政治の理論であることを強調しようとも、氏の政治の論理は氏が常に排撃する経済決定論である。政治と経済は調和的な関係にある。ただし普通の調和論と異なりその内容は暗い。その意味でネガティブな調和論であった。

2 矢島氏の機械的折衷論

矢島悦太郎氏は土台と上部構造の関係として国家の機能を把握する方法を、社会政策の経済理論と呼んで、一応承認する。しかし国家の把握はそれだけでは不十分だと考える。単に資本、労働の両階級だけでなく、封建階級、中産階級等の性格変化、それら諸階級の抗争過程の帰結として形成された国家権力の構造が問題であるとする³⁵⁾。そこから矢島氏の国家把握は社会学的になる。まず矢島氏は二つの国家類型を考える。「一つは下部構造たる資本制生産関係に照応して、上部構造においても資本家階級が政策主体となっているところの、いわば正常国家の場合である。そして他は、下部構造と上部構造がくい違っているところの例外国家の場合である。」³⁶⁾ そうして矢島氏はもっぱらドイツと日本を研究対象にして、両国の国家権力のひずみに注目しながら、分析を進めた。氏によれば、日本の特殊性（国家権力であれ、労働組合であれ）は封建遺制の強靱性、その基盤としてのアジア的共同体の頑強性、そこから生じる日本人全体の特殊な古い社会意識から生じたものであった。矢島氏が前近代的な生産関係をも考慮に入れようとしたことは正しい。しかし矢島氏はそれを、古い生産関係と新しい生産関係の矛盾、その矛盾の上部構造への反映という分析視角からはとらえなかった。そのために、社会現象を窮極的な人間の心理にもとづいて類型化する方法へ移行してしまった。

もともと矢島氏は、土台と上部構造の関係の中に政治と経済の矛盾を見てい

35) 矢島悦太郎、前掲論文、168ページ。

36) 矢島悦太郎「社会政策社会理論研究」昭和41年、77-78ページ。

ない。そのことは、岸本氏の社会政策論が経済的譲歩だけをとり入れて弾圧を除外しているのは、政治と経済を分離するものだと言っている³⁷⁾ことからわかる。矢島氏は土台と上部構造の関係を経済決定論的に解しているのだから、当然の成行として、それだけでは上部構造の機能を十分に把握できないと考えた。例外国家の性格、殊にその弾圧の機能が理解できないと考えた³⁸⁾。なるほど弾圧の中には経済的弾圧（例えば団結、罷業の禁止や賃金の凍結）も存在し、それは国家の経済的機能の一つである。しかし国家の経済的機能の中では、譲歩の所属している改良の機能ではなくて、むしろ原蓄機能に近い性質のものである。両者は範疇的に異なる³⁹⁾。共に労働者政策であるという現象にまどわされて両者を同一視することは、国家の経済的機能の論理構造を正しく把握していないことを示している。結局矢島氏の国家論は、上部構造を経済的側面と政治的側面に分け、前者を経済決定論的に後者を社会的に理解する機械的折衷論であった。

3 段階論的方法の登場

かつての「本質論争」はスコラ的な不毛な論争であったという全面否定の上に立って、国家の機能を把握する方法を議論の中心にすえた社会政策論を構想する人達が現われた。戸塚秀夫氏や徳永重良氏が代表的論客である。

戸塚氏は、従来の理論（大河内氏や岸本氏に代表される理論）の欠陥を次のように指摘する⁴⁰⁾。第一に両理論は資本制経済の循環には社会政策という国家の政策が不可欠であったとしている。このような経済学原理論と国家論が癒着した一般的命題を前提していると、国家が経済に介入する歴史的条件的特質の解明が出来なくなる。したがって第二に、岸本理論におけるような政治的・階級的支配関係の危機一般を想定することによって、かえって資本主義の一般的危機の特質が見失われる。第三に歴史的発展の過程の分析がおろそかになる。この

37) 矢島悦太郎、前掲論文、165ページ。

38) 矢島氏によれば、社会政策は譲歩と弾圧を含む労働者政策である。同様の考え方は太陽寺順一、孝橋正一、佐野稔の諸氏にも見られる。

39) 池上肇、前掲書、36-37ページ。

40) 戸塚秀夫「イギリス工場法成立史論」昭和41年、第1章第1節。

ような欠陥を克服する戸塚氏の方法とは、資本制経済の原理的規定が歴史的発展段階でどのような特殊な形態規定をうけているか、それに照応してどのような特殊歴史的な階級対抗関係が必然化し、それに媒介されてどのような歴史的性質をもった政策体系が必然化するかという歴史的・実証的研究を行なうことであると云う。すなわち政策学は原理的規定だけでは把握できないし、又単なる歴史的記述だけでも不十分であって、正しくは原理的規定がどのような形態で発現するか、その因果連関を具体的に事実に即して確かめる学であるということになる。国家論も当然その中に含まれるのであって、このような方法によって始めて、国家が経済に介入する様式が歴史的に変遷する意味が追求できると主張する。このような接近方法は宇野弘藏氏の段階論の方法ではなかろうか。宇野氏は「経済学方法論」(昭和37年)の中で、「ブルジョア社会の国家形態での総括」は原理論ではなしに段階論の対象であること。段階論は原理論と現状分析との中間にあって、現状分析にあたって原理を一般的基準として使用する際の媒介項をなし、歴史的過程を理論的に解明する特殊な方法であること。それはタイプとしてあらわされることを明らかにしている。

戸塚氏はこの段階論的方法でもってイギリス初期工場立法を再検討した。というのは、従来の社会政策論も理論構成に際してイギリス工場法を一つのモデルとして念頭においていたからである。再検討の結果、戸塚氏はイギリス初期工場法は自由主義段階の政策にふさわしく、岸本氏の云うのとは逆に、基本的に自由放任の原理を否定するものでないことを発見した。すなわちその導入には常に生産力の発展、産業の発展が考慮され、又労働者の運動とは直接かかわりなしに開明的大工場主の構想によって作られたことを立証できたと主張した⁴¹⁾。こうしてイギリス工場法は産業発展の手段としての性格が強く、いわゆる社会政策の性質は大変微弱だったということになった。因に、宇野氏はすでにイギリス工場法の規定は社会政策と同一視出来ない⁴²⁾と述べている。戸塚氏

41) 同上、第3編。

42) 宇野弘藏「経済政策論」昭和37年、112ページ。

の実証研究はその裏付けを与えたようなものである。

それはともかくとして、従来の理論に対する戸塚氏の批判の要は「経済学原理論と国家論の癒着した方法」ということにあった。これに対する回答はすでに大河内理論と岸本理論を検討した際に出しておいた。岸本理論について戸塚氏は理解が十分でない。ということは政治と経済の矛盾という観点にも理解がないということである。戸塚氏の段階論的方法にもとづく社会政策論ははまだ構成されていない⁴³⁾。したがって戸塚氏の国家論を十分検討することは出来ない。しかし恐らく宇野氏の国家論に似たものになるだろう。

段階論的立場に立つことを表明して社会政策論を主張する人に徳永重良氏がいる。氏は次のように述べる⁴⁴⁾。社会政策論は経済政策論や財政学などと同じように経済原理とはちがったより具体的な次元で展開されるべきものである。原理論は下部構造が自立的に、上部構造の働きかけなしに、再生産しうる機構を有することを商品の矛盾から順次展開するものであり、社会政策論は上部構造、とりわけ国家からの働きかけの行なわれる次元の問題を取り扱う。社会政策に原理を求めたり、原理があるかのように論理を展開するのは誤りである。原理は経済学の原理しかないのであって、社会政策は経済学の原理の研究を基礎にした、いわゆる段階論もしくは現状分析として展開すべきであると。宇野氏によれば上部構造の土台への反作用が問題になるのは重商主義段階並びに帝国主義段階である。徳永氏も、原理論が近似的に妥当する自由主義段階の工場法は社会政策の前史であって⁴⁵⁾、真の社会政策は原理論の法則、「自然律」が阻害され、攪乱される帝国主義段階に始まるとする。すなわち19世紀末のドイツ社会保険制度がその典型であると云う。宇野氏も徳永氏も、社会政策は恐慌と失業と社会主義に対処するものであると考えている。社会政策の意義について徳

43) 戸塚氏の「イギリス工場法成立史論」には一社会政策論の再構成—という副題がついている。しかし戸塚氏はこの書物の中では、自分の接近方法とそれにもとづくイギリス工場法の性格の検討を行っただけで、それが社会政策であるともないとも、又社会政策とは如何なるものかという議論も一切述べてない。したがってこの副題は空手形に終わっている。

44) 徳永重良、社会政策論の再検討、前出「社会政策学の基本問題」105ページ。

45) 同上、115ページ。

永氏は、それが一定の改良的效果をもつこと、しかしそれも一時的なものであることを指摘している。又その内容は資本蓄積の程度、労働者状態、階級構成、労働運動の発達程度によって左右されると云う。このように段階論の方法の特徴は、第一に経済法則の純粹性がそこなわれてはじめて国家の介入が始まること、そこで第二に国家の介入には法則性がないこと、第三にゆえにそういう状態は原理論との距離を参考にしながら、歴史的・具体的な類型として把握する他ないということである。こうして国家の機能に法則性を求めるのは原理還元的思考様式としてしりぞけられることになる⁴⁶⁾。この国家論はスミスのでもなければ、マルクスのでもない。類似性を求めるならウェーバーの社会科学方法論であろう。政策体系における法則性を否定した上で何らかの因果的説明を求めると、ウェーバーに接近せざるをえないのではなからうか。戸塚氏も徳永氏も社会政策を科学の名はおいて主張することに反対し、社会政策論は社会政策と呼ばれる一連の政策の個性とそれが歴史的に変化して行く意味を客観的に明らかにすることであると云う。この問題意識はウェーバーと同じである。更に段階論の方法によって析出されるはずの社会政策の典型（徳永氏によれば19世紀末のドイツ社会保険制度）は一つの理念型になるのではなからうか。

ともあれ、戸塚氏や徳永氏においては、大河内氏や岸本氏におけるような国家と経済との内的連関の構造を追求する分析視角は存在しない。代わりに具体的な形でいきなりその意味連関が問題にされている。この分析視角の相違を見ると、戸塚、徳永両氏が揃って「本質論争」を方法論に矮少化した不毛な論争であったと云うわけがわかってくる。大河内氏や岸本氏と戸塚氏や徳永氏では、本質論の意味が異なっている。前者においては方法は対象の構造の模写であって本質の反映したものである。本質論は必然的に方法論である。後者では方法は単なる認識の手段である。したがってこのことを心得た上でなければ、両者の間の議論は不毛なすれ違いに終わる恐れがあるのではなからうか。

46) 同上、113ページ。

IV ま と め

以上スミスとマルクスの国家論を手がかりに、「本質論争」並びにその後の議論における政治と経済の関係を検討した。その結果、次のことが明らかになった。第一に大河内理論はスミスの国家を経済の補助手段と考え、政治と経済の調和論を作っている。第二に服部氏の問題提起から森、風早、近藤の諸氏を経て初期岸本氏までの「本質論争」の過程は、大河内理論におけるスミスの国家論の段階からマルクスの国家論への脱皮の過程であった。そこでは階級闘争を論理構成の中にとり入れるのに苦心がはらわれたが、政治と経済の矛盾の論理がわからなかったため、スミスの調和論を払拭出来なかった。第三に岸本氏の実践によって社会政策論は始めてマルクスの国家論を身につけることが出来た。岸本氏は国家論の構成を目指したわけではなかったが、政治と経済の矛盾の関係を把握したその社会政策論は、現在の国家論から見れば、先駆的業績だったと云えるだろう。第四にその後も新しい社会政策論が構想されたが、現在の国家論による批判に耐えられるものは出ていない。ただ段階論的発想による社会政策論は政治経済学とは本質を異にするので、そのことを中心に別個の検討が必要であろう。

社会政策論は岸本理論によって正しい軌道に乗った。しかしまだ完成したわけではない。岸本理論に対する批判の中には、本稿では紹介しなかったものを含めて、断片的には問題にすべき指摘が沢山ある。岸本理論の延長線上における社会政策論の構成は稿を改めて行なうことにしたい。ここでは国家論を一步具体化して、「法則」と「政策」と「歴史」の関連が検討されるはずである。